【件名】ACT政府発表:SA州,VIC州、及びNSW州の一部地域に訪問歴のある人への対応(一部規制解除)(COVID-19 関連)

## 【ポイント】

●7月27日(火)、ACT政府は、SA州, VIC州, 及びNSW州の Orange City Council、 Blayney Shire Council、 Cabonne Shire Counci に訪問歴のある人に対して課していた「ステイホーム対策」を本日午後11時59分に解除する旨発表しました。

## 【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。発表の詳細及び原文は下記リンク先を ご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/changes-to-travel-requirements-south-australia,-victoria-and-regional-nsw

- (1)7月27日(火)、ACT政府は、SA州, VIC州, NSW州の Orange City Council、Blayney Shire Council、 及び Cabonne Shire Council に訪問歴のある人に対して課していた「ステイホーム対策」を本日午後11時59分に解除する旨発表しました。
- (2) このことにより、これらの地域に訪問したことを理由に「ステイホーム対策」を実施中の人は、本日午後11時59分を以て、同措置から解除され、今後、同地を訪問した人はACTへの入境に際して「ステイホーム対策」に従う必要がなくなります。
- (3) なお、SA州及びVIC州へ訪問歴のある方は、引き続きオンライン申告が必要となります。
- $\bigcirc$  オンライン 申告先: <a href="https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms">https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms</a>
- (4) ACT住民は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにも、引き続き不要不急の 州を跨ぐ移動の必要性を再考してください。
- 2 ACT政府は、下記リンク先に、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、最新情報を定期的に確認するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト: https://www.australia.gov.au/

ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19.homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語):

https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト: <a href="https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert">https://www.health.gov.au/news/health-alert</a>

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete